



マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 637 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分です。

今回のテーマ： 四半期開示・レビューの改正

2023年11月20日に成立した改正金融商品取引法（以下、金商法という。）により、上場会社における四半期報告書制度が廃止され、半期報告書の提出が義務付けられることとなりました。これに伴い、第1四半期及び第3四半期については金商法に基づく四半期レビューがなくなり、半期（第2四半期）については期中レビューが行われます。一方で、取引所規則に基づく四半期決算短信は継続され、これに対するレビューは原則として任意となりました。

半期開示の枠組み

金商法の改正を受け、2023年12月8日に関係政令・内閣府令等の改正案が公表されました。半期開示の関連では、四半期財務諸表規則及び中間財務諸表規則が廃止され、従前の四半期財務諸表は第一種中間財務諸表として、従前の中間財務諸表は第二種中間財務諸表として、財務諸表等規則の中で規定されています。

中間財務諸表の作成方法に関しては、同年12月15日に、企業会計基準委員会から中間財務諸表会計基準の公開草案が公表されました。当該基準案は、その会計処理及び開示について、基本的には四半期財務諸表会計基準の内容を引き継いでおり、第一種中間財務諸表に適用されます。なお、第二種中間財務諸表については、従前どおり中間財務諸表作成基準が適用されます。

第1四半期及び第3四半期に係る四半期決算短信の作成方法に関しては、同年12月18日に、有価証券上場規程施行規則の別添として、四半期財務諸表作成基準（案）が東京証券取引所から公表されました。基本的には四半期財務諸表会計基準に準拠しつつ、最低限開示すべき項目のみが定められ、それ以外の項目については会社判断で省略することが可能となっています。なお、第2四半期に係る四半期決算短信に関しては、取扱いに変更はありません。

半期レビューの枠組み

2023年12月14日に、企業会計審議会監査部会より、四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂が提案されました。従前の四半期レビュー基準は、金商法に基づく四半期財務諸表に対するレビューのための基準でしたが、期中レビュー基準は、中間財務諸表その他の期中財務諸表のレビューに広く適用されます。さらに、一般目的の期中財務諸表のみならず特定の利用者のニーズのみを満たすように設計された特別目的の期中財務諸表のレビューにも適用され、また、適正性に関する結論のみならず準拠性に関する結論を表明するレビューにも対応するなど、あらゆる種類のレビューに対応する基準となっています。

レビューを実施する際の実務の指針としては、同年12月22日に、日本公認会計士協会から期中レビュー基準報告書第1号及び第2号の公開草案が公表されました。第1号は、金商法に基づく中間財務諸表に対するレビュー（以下、中間レビューという。）において適用され、従前の四半期レビュー基準報告書の内容を概ね踏襲しています。第2号は、中間レビュー以外の期中レビューにおいて適用され、国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号を基礎としています。

お見逃しなく！

四半期・半期報告に関連する改正金商法は2024年4月1日から施行され、同日より前に開始した四半期に係る四半期報告書は従前どおりとなります。半期報告書については、同日以後に開始する事業年度に係るものから適用されますが、同日以後に提出期限が開始する第1四半期に係る四半期報告書を提出する場合、当該四半期の属する事業年度から適用されます（たとえば、2024年12月決算であれば、3月31日までの第1四半期に係る四半期報告書の提出期限が4月1日に開始するため、2024年6月中間期に係る半期報告書の提出が必要となります）。